## 共立女子大学・共立女子短期大学 公的研究費不正防止計画

共立女子大学および共立女子短期大学(以下「本学」)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏まえ公的研究費の適正な運営・管理を行うため、「共立女子大学・共立女子短期大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程」(以下「取扱規程」)第13条に基づき、研究推進センターにおいて、以下の通り公的研究費不正防止計画を策定する。研究推進センターは、構成員が主体的に本計画を遂行し、本学全体として不正の発生するリスクを抑制できるよう、継続的に検証・見直しを行っていく。

No.	不正の発生する要因	不正防止計画
]	- 責任体制の明確化	
1	公的研究費の責任体制の認識が不充分で	・取扱規程により定められた最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス
	ある。	推進責任者および各責任者の職務権限をHP上にて学内外に周知する。
		・時間の経過による認識の低下を避けるため、学内においては、公的研究費の学内
		説明会(以下「学内説明会」)、「共立女子大学・短期大学科学研究費助成事業に
		関する手引き」(以下「手引き」)、コンプライアンス教育および学内ネットワー
		クシステム等を通して、継続的に周知する。
ΙΙù	適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	
1	研究に関連する不正とみなされる行為に	・これまで行ってきた学内説明会等に加え、コンプライアンス教育等においても、
	ついての理解が不充分である。	不正の具体的事例を周知する。併せて発覚した不正に対してのこれまでの文科省の
		対応(補助金の返還命令・応募資格の停止等)の実例も挙げ、不正は研究者および
		研究機関に深刻な影響を及ぼすことを周知する。
2	研究費の使用ルールの理解が不充分であ	・これまでと同様に、学内説明会や学内ネットワークシステム、HPの研究支援のコ
	る。	ンテンツ等において、配分機関および学内規程等による使用ルールの周知を継続す
		る。
		・HPにQ&Aを設け、よくある質問や、規程・ルール等に明示されていない事項等
		の取扱事例を随時更新し、研究者および事務局で情報を共有する。
3	通報窓口の周知が不充分である。	・学内説明会や手引き、HP等で、担当部署名、電話番号、メールアドレス等の情
		報を周知する。
7	不正を発生させる要因の把握と不正防止計	画の策定
1	不正要因の把握が不充分で、実効性のあ	・研究推進センターにおいて、継続的に、不正防止計画の検証・改正を行ってい
	る不正防止計画となっていない。	<. □
		・モニタリングおよび監査の結果を不正防止計画に反映させるため、研究推進セン
Ⅳ 研究費の適切な運営・管理		
1	公的研究費執行に係る手順が明確でな	・これまでと同様に、学内説明会や手引き等を通しての周知を継続する。
	い。	・手引きは、図や一覧等により、手続きの流れを明確に説明する。
		・手引きは、定期的に見直しをはかり、よくある質問や発生した事例をもとに、よ
		り使いやすくわかりやすいものとなるよう工夫する。
2	在外研修時に海外で購入して現地で消耗	・事前に願書を提出し、承認を得た上で、画像データによる検収を行う。
	するもの、直接学外に納品されるもの等	
	の検収が行えない。	
3	旅費について、出張実態の把握が不充分	・出張については、財源に関わらず、「学校法人共立女子学園国内校務出張旅費規
	である。	程」「同国外校務出張旅費規程」に基づき、①出張や宿泊の事実を証明するもの②
		申請する金額の根拠となる証憑書類の提出を求めている。今後もこの方法を継続
		し、出張実態の確認を行う。
4	非常勤雇用者(アルバイト)について、	・事務局による出勤簿の管理を行う。
	勤務実態の把握が不充分である。	・研究者(管理責任者)に対しては、アルバイト採用にあたっての注意事項を配付
		する。
		・アルバイト勤務者に対しては、勤務上の注意事項を配付し、事務局からの説明を
		行う。また事務局はアルバイト勤務者に対し、業務内容、勤務日時等の勤務実態の
		確認を行う。
		・成果物が発生する場合は、事務局は成果物の検収を行う。

5	研究費の執行が年度末に偏っている。	・これまでと同様に、研究者に対し、研究費を計画的に使用するよう注意を促して		
		いく。		
		・研究者と事務局が双方向で確認できるWEBシステムによる収支簿の活用状況が研		
		究者により差があるため、執行状況を確認することを習慣化するよう周知する。		
		・これまでと同様に、研究費残額の返還が、次の科研費の採択には影響がないこと		
		を継続的に周知する。		
V 1				
1	相談窓口と担当主管課があり、どちらに	・これまでと同様に、相談窓口が公的研究費全般の相談を受け付けることを継続的		
	相談したらよいかがあいまいである。	に周知する。		
		・HP上で相談窓口の担当部署名、電話番号、メールアドレス等の情報を公開す		
		る。		
VI -	VI モニタリングおよび監査			
1	不正が発生するリスクに対してのモニタ	・内部監査室により、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施する。		
	リングが不充分である。			

2025年4月1日 研究推進センター